

雇用関係助成金のお知らせ

～12月号では2つのテーマについて説明します～

ご案内

助成金の活用の前に就業規則をもう一度確認してみませんか

就業規則とは、労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関する事項、職場内の規律などについて定めた職場におけるルールです。職場でのルールを定め、労使双方がそれを守ることで労働者が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができる所以、就業規則は重要です。また、助成金の申請の際には就業規則の添付を求めることがあります。特にキャリアアップ助成金においては、正社員への転換や賃金規定の増額改定などをきちんと就業規則で定めているか、審査しております。中には就業規則が整備されておらず不支給となったケースも少なくありません。そこで、助成金の活用を検討する際は就業規則をもう一度確認してみてはいかがでしょうか。

就業規則の作成・変更と届出について

常時10人以上の労働者（※）を使用している事業場では、**就業規則を作成**し、過半数組合または労働者の過半数代表者からの意見書を添付し、**所轄労働基準監督署に届け出る必要**があります。（労働基準法第89条、90条）

また、**就業規則を変更した場合においても同様**です。

※一時的に10人未満になることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用している場合も当てはまります。
なお、労働者の中には、パートタイム労働者やアルバイトも含まれます。

労働者が10人未満の場合であっても、職場における労使間のトラブル防止のために就業規則は作成しておいた方がいいでしょう！

助成金の活用を検討する際に就業規則の変更が必要になるケースもありますが、変更したら忘れずに監督署に届け出てくださいね！



就業規則の提出が求められる代表的な助成金

助成金名	提出時期	主な確認ポイント
キャリアアップ助成金	支給申請時	
正社員化コース		有期雇用等から正社員への転換規定があるか 昇給 or 退職金さらに昇給が規定されているか
賃金規定等改定コース		有期雇用等の賃金規定等が3%以上の増額改定か
賃金規定等共通化コース		正規雇用と有期雇用等の共通の賃金規定等が作成されたか
賞与・退職金制度導入コース		賞与・退職金制度を新たに設けているか
雇用調整助成金	初回の計画届	所定労働日、所定休日、賃金締め切り日など
特定求職者雇用開発助成金	支給申請時	定年や再雇用上限（採用後2年以上の雇用か）
人材確保等支援助成金	計画および支給申請時	雇用管理制度等が就業規則に明示されているか

就業規則に関する補足事項

就業規則には、必ず記載しなければならない【絶対的必要記載事項】、当該事業所で定めをする場合に記載しなければならない【相対的必要記載事項】があります。また、就業規則は、各作業所に見やすい場所への周知、備え付け、書面の交付などによって**労働者に周知しなければならない決まり**もあります。詳細については厚生労働省のホームページ等で確認いただき、就業規則の見直しをしてみてはいかがでしょうか。

ご案内

助成金申請の様式をもう一度確認してみませんか

雇用関係助成金は毎年4月1日で改正されることが多いのですが、年度途中で改正されることも時々あります。助成金の**支給申請様式も改正に合わせて更新**されています。助成金を申請したことがある事業所の方は、助成金申請の時にどの申請様式を使用すればよいか迷わされた経験があるのではないかでしょうか。中には「申請様式が違います」と再提出を求められた事業所の方もいらっしゃると思います。そこで、申請様式を探すとき（**厚生労働省HPから申請様式をダウンロード**するとき）に、使用する様式についてどれを使用すればよいか、基本的な考え方について説明させていただきます。

支給申請時に必要な申請様式は大別すると2つ

①共通要領様式	様式第1号 支給要件確認申立書	※必須
	様式第1号の別添 支払方法・受取人住所届	※必要に応じて
②助成金毎の様式	様式第〇号 ○○○助成金支給申請書	
	様式第〇号別添様式1-1 ○○○コース内訳	等

※①の**共通要領様式**は、基本的に申請時における**最新の様式**を使用してください

※②の助成金毎の様式は、申請時の最新の様式は使用できない場合がございます

※②については以下の具体例で補足いたします

キャリアアップ助成金（正社員化コース）の例

事例	正社員に転換した日時：R6.10.1	支給申請日時：R7.5.10
令和7年度申請様式	様式第3号：キャリアアップ助成金支給申請書	使用不可
令和6年度申請様式	様式第3号：キャリアアップ助成金支給申請書	使用可能

支給申請時（令和7年度）の最新の様式ではなく、事例の場合は**正社員に転換した時期の年度（令和6年度）の様式を使用するのが正解**です。

厚生労働省のHPから、助成金の支給申請様式をダウンロードする際に【**令和〇年度申請様式（令和〇年〇月〇日以降の取組に係る様式**】等と表示されていますので、**取り組み時期や雇い入れ時期**に合わせた支給申請様式を使用してみてください。

ハローワーク米沢

令和7年12月22日 ハローワーク米沢発行

米沢所公式HPから登録できます パックナンバーも掲載中

メール配信登録も好評受付中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください